（日本農林規格の制定等の公示）

第十五条　法第七条第一項に規定する公示は、次に掲げる事項を官報に掲載することによって行う。

一　（略）

二　当該日本農林規格の番号

三・四　（略）

2　法第七条第二項に規定する公示は、次に掲げる事項を官報に掲載することによって行う。

一　（略）

二　当該日本農林規格の番号

三　（略）

3　（略）

（公聴会）

第十六条　法第九条第二項の規定により公聴会の開催を請求する者は、次に掲げる事項を記載した公聴会開催請求書（正副三通）を農林水産大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

第二十一条　公聴会には、議長が必要と認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人を出席させて意見を述べさせることができる。

第二十三条　第二十一条の規定により出席した参考人は、公述人に対して質疑を行うことができる。

2　公述人は、前項の参考人に対して質疑を行うことができない。

（取扱業者の認証の申請）

第二十五条　法第十条第一項の認証の申請は、次に掲げる事項（第四十六条第二項の農林水産大臣が定めるところにより行う認証の申請にあっては、第四号を除く。）を記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。

一・二　（略）

三　当該農林物資の生産、販売その他の取扱いを行うほ場、工場又は事業所の名称及び所在地

四　法第十条第一項の認証の技術的基準に適合することを示す事項

（削る）

五　（略）

（格付の表示）

第二十六条　法第十条第一項の農林水産省令で定める方式は、次のとおりとする。

一　表示する事項は、おおむね次のとおりとし、その様式は農林水産大臣が農林物資の種類ごとに告示で定める。

イ　日本農林規格を意味する事項

（削る）

（削る）

ロ　認証を行った登録認証機関の名称

ハ　格付に係る日本農林規格の内容

ニ　有機農産物（日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号。以下「令」という。）第十七条第一号に規定する農産物をいう。以下同じ。）若しくは有機畜産物の生産行程管理者（法第十条第二項に規定する生産行程管理者をいう。以下同じ。）、小分け業者（法第十一条第一項に規定する小分け業者をいう。以下同じ。）、外国生産行程

（日本農林規格の制定等の公示）

第十五条　法第七条第一項に規定する公示は、次に掲げる事項を官報に掲載することによって行う。

一　（略）

二　当該日本農林規格の告示の番号

三・四　（略）

2　法第七条第二項に規定する公示は、次に掲げる事項を官報に掲載することによって行う。

一　（略）

二　当該日本農林規格の告示の番号

三　（略）

3　（略）

（公聴会）

第十六条　法第十三条第二項の規定により公聴会の開催を請求する者は、次に掲げる事項を記載した公聴会開催請求書（正副三通）を農林水産大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

第二十一条　公聴会には、議長が、そのつど指名する委員又は専門委員を出席させて意見を述べさせることができる。

第二十三条　第二十一条の規定により指名された委員又は専門委員は、公述人に対して質疑を行なうことができる。

2　公述人は、委員又は専門委員に対して質疑を行うことができない。

（製造業者等の認定の申請）

第二十五条　法第十四条第一項の認定の申請は、次に掲げる事項（第四十六条第二項の告示で定めるところにより行う認定の申請にあつては、第四号を除く。）を記載した書類を登録認定機関に提出してしなければならない。

一・二　（略）

三　当該農林物資の製造又は加工を行う工場又は事業所の名称及び所在地

四　第二十九条第一項各号に掲げる事項

五　格付に関する記録の作成及び保存に関する事項

六　（略）

（格付の表示）

第二十六条　法第十四条第一項の農林水産省令で定める方式は、次のとおりとする。

一　表示する事項は、おおむね次のとおりとし、その様式は農林水産大臣が農林物資ごとに告示で定める。

イ　日本農林規格という文字又はその略字

ロ　当該農林物資の名称

ハ　該当する日本農林規格の等級

ニ　認定を行つた登録認定機関の名称

ホ　表示年月日

ヘ　有機農産物若しくは有機畜産物の生産行程管理者、小分け業者、外国生産行程管理者若しくは外国小分け業者又は指定農林物資の輸入業者に係る認定にあつては、登録認定機関又は登録外国認定機関が当該認定ごとに付す番号（以下「認定番号」という。）